

富士見市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

地方自治法の一部改正等に伴い、富士見市監査委員条例（昭和42年条例第2号）を改正するもの

2 改正の内容

地方自治法の一部改正により新設された条項が令和2年4月1日から施行され、同時に既存の条項に条ずれが生じるため、条例が引用している当該改正箇所の法律の規定を変更し、併せて文言の修正を行うもの

3 条例施行日

公布の日から施行する。ただし、条ずれが生じる地方自治法の引用規定は、令和2年4月1日から施行する。

富士見市監査委員条例（昭和42年条例第2号）新旧対照表

新	旧
<p>(行政監査、随時監査、<u>財政援助団体等</u>の監査及び公金の収納等の監査)</p> <p>第4条 法第199条第2項及び第5項の規定による監査並びに同条第7項、第235条の2第2項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条の2第1項の規定による監査（市長（<u>同法第8条第2項の規定により管理者の権限を行う市長を含む。</u>）の要求に係るものを除く。）については、緊急の場合を除くほか、前条の規定を準用する。</p> <p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第5条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項、<u>第243条の2の2第3項</u>（地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。）並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があるときは、10日以内にその請求又は要求に係る事項について監査に着手しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(決算、証書類等の審査)</p> <p>第7条 監査委員は、法第233条第2項及び<u>第241条第5項</u>、地方公営企業法第30条第2項並びに<u>地方公共団体の財政の健全化に関する法律</u>（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定による審査に係る意見書を審査に付された日から60日以内に市長に提出しなければならない。</p>	<p>(行政監査、随時監査、<u>補助団体等</u>の監査及び公金の収納等の監査)</p> <p>第4条 法第199条第2項及び第5項の規定による監査並びに同条第7項、第235条の2第2項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条の2第1項の規定による監査（市長又は管理者_____の要求に係るものを除く。）については、緊急の場合を除くほか、前条の規定を準用する。</p> <p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第5条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項、<u>第243条の2第3項</u>（地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。）並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があるときは、10日以内にその請求又は要求に係る事項について監査に着手しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(決算、証書類等の審査)</p> <p>第7条 監査委員は、法第233条第2項、<u>第241条第5項</u>、地方公営企業法第30条第2項、<u>地方公共団体の財政の健全化に関する法律</u>（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定による審査に係る意見書を審査に付された日から60日以内に市長に提出しなければならない。</p>